

装管調第808号  
令和3年1月21日  
一部改正 装管調第12161号  
令和3年8月25日  
一部改正 装管調第12265号  
令和4年7月28日  
一部改正 装管調第20757号  
令和4年12月27日

大臣官房会計課長  
防衛大学校総務部長  
防衛医科大学校事務局経理部長  
防衛研究所企画部長  
統合幕僚監部総務部長  
陸上幕僚監部監理部長  
陸上幕僚監部装備計画部長  
海上幕僚監部総務部長  
海上幕僚監部装備計画部長  
航空幕僚監部総務部長  
航空幕僚監部装備計画部長  
情報本部総務部長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
防衛装備庁長官官房審議官  
防衛装備庁の各部長  
防衛装備庁の施設等機関の長

殿

防衛装備庁調達管理部長  
(公印省略)

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）

標記について、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（装管調第807号。令和3年1月21日）第5項第1号の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（装管調第7227号。31.3.29。）は令和3年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

## I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領

### 1 趣旨

この事務処理要領は、I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（装管調第807号。令和3年1月21日。以下「長官通知」という。）第4項を実施するために必要な事項及び長官通知のその他の規定を防衛装備庁において実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

この細部事項における用語の意義は、長官通知に定めるところによる。

### 3 入札期限

- (1) 長官通知別紙第4を基準とする要求事項（以下「特定SC管理要求」という。）が適用される契約又は情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項（情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（装ブ武第188号。31.1.9）別添。以下「特約条項」という。）が適用若しくは準用される契約（以下「特定SC管理契約」という。）を防衛装備庁において行う場合における入札期限は、入札者（入札に先行するものとしての提案をする者を含む。以下同じ。）が所定の期限までに提出する契約の履行において使用を予定するソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）に係るリストその他の資料（以下「使用予定機器等リスト」という。）及び申合せ別紙2に定める役務に係る再委託（再々委託以降の委託を含む。）先のリストその他の資料（以下「役務再委託予定先リスト」という。）に基づき、当該ソースコード等又は当該役務によって情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）を有意に増大しないことを確認し、これに基づき修正を求めるときにおいて、差し替えの使用予定機器等リスト又は変更した役務再委託予定先リストを再提出させる期限とすべき日以降に設けなければならない。
- (2) 防衛装備庁の契約担当官等は、前号の期限を定める場合であって第8項の規定による助言を求めることが想定されるときは、当該助言を得るために必要な期間をあらかじめ確保するものとする。
- (3) 前2号の規定は、特定SC管理契約以外の契約で障害等リスクを有意に増大しないことを確認する必要のある契約についても準用するものとし、前号の規定は、第9項の規定による助言を求めることが想定される場合に適用するものとする。

#### 4 入札説明書等による明示

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、特定SC管理契約を行う場合には、入札説明書又は公告等において、次に掲げる要件を満たさない提案又は入札は仕様を満たすものと認められない旨をあらかじめ明らかにするものとする。
  - ア 所定の期限までに使用予定機器等リスト及び役務再委託予定先リストを提出すること
  - イ 契約担当官等の指摘に応じてアの使用予定機器等リスト及び役務再委託予定先リストの修正その他の必要な措置を講ずること
- (2) 前号の規定は、特定SC管理契約以外の契約で障害等リスクを有意に増大しないことを確認する必要がある契約についても、準用するものとする。
- (3) 防衛装備庁の契約担当官等は、IT利用装備品等のうちカタログ品の契約を行う場合には、同等品として申請されたもののうち、サプライチェーン・リスクの懸念があると判断されたものは同等品として認められない旨をあらかじめ入札心得又は公告等において明らかにするものとする。

#### 5 サプライチェーン・リスクの確認

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、長官通知別紙第2又は別紙第3を基準とする要求事項が適用される契約を総合評価落札方式等の価格のみによらない方式により行う場合には、契約履行の内容及び方法に加え、入札者がサプライチェーン・リスクに対応するための履行体制及び品質管理体制を評価するものとする。この場合において、契約履行の過程において障害等リスクが潜在するソースコード等が契約物品（役務対象物品を含む。以下同じ。）に導入され、又は組み込まれるおそれがあると認められる提案があったときは、当該提案を不合格としなければならない。
- (2) 前号の規定は、技術等（入札者の提示する専門的知識、性能、機能、技術及び創意等をいう。）に係る評価において、サプライチェーン・リスクに対応するための履行体制及び品質管理体制について加算点を付与することを妨げるものと解してはならない。
- (3) 防衛装備庁の契約担当官等は、長官通知別紙第2又は別紙第3を基準とする要求事項が適用される契約を最低価格落札方式により行う場合であって、契約履行の内容若しくは方法又は入札者がサプライチェーン・リスクに対応するための履行体制若しくは品質管理体制について、契約履行の過程において障害等リスクが潜在するソースコード等が契約物品に導入され、又は組み込まれるおそれがあると認められる入札があったときは、当該入札を仕様を満たさないものとして取り扱うものとし、あらかじめ入札説明書又は公告等において明らかにするものとする。

#### 6 特定SC管理要求に基づく追加確認

- (1) 防衛装備庁の契約担当官等は、特定SC管理要求が適用される契約を行う場合には、入札者が政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第22条の5

第1項に規定する者（以下「外国人等」という。）に該当するか否かを確認できる資料を求めるものとする。

- (2) 防衛装備庁の契約担当官等は、前号の場合において入札者が外国人等に該当するときは、当該入札者が契約の履行において開発、設計若しくは製作し又は導入し、組み込み、入替若しくは交換しその他改変すること（以下「改変等」という。）を予定するソースコード等（主要国において広く普遍的に受け入れられているもの（入札者が改変等をしないものに限る。）を除く。）のすべてについて、第4項第1号ア及びイに規定する措置を求めるものとする。

## 7 サプライチェーン・リスク対応の範囲

防衛装備庁の契約担当官等は、当該契約担当官等が実施する調達に係る調達の相手方、入札者又は契約の相手方が当該調達に関して行う照会、協議、依頼等に対してこの通知の規定に基づき対応する場合のほか、特定のソースコード等に係る障害等リスク等又はその取扱いについて、これらの者に対して回答し、助言し、情報を提供し、その他支援する義務を負ってはならない。

## 8 特定SC管理契約に係る助言の求め

次の各号に掲げる事項に係る長官通知第4項第1号の規定による助言の求めは、あらかじめ、防衛装備庁調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）の同意を得たうえで、それぞれ次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入札者又は契約の相手方（以下「入札者等」という。）から使用予定機器等リスト又は役務再委託予定先リストの提出を受けた契約担当官等は、調達要求をした者（以下「調達要求元」という。）と調整し、第2号に規定する助言の回付を必要とする日の10勤務日前までに、調達要求元においてデジタル庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC等」という。）の助言を必要とする部分について別紙様式を付して調達企画課長に、その他の部分を調達要求元にそれぞれ送達する。この場合において、調達企画課長に送達する部分がないときは、調達要求元は、速やかに使用予定機器等リスト又は役務再委託予定先リストについて入札者等に求める対応を定め、契約担当官等を通じてこれを要求する。
- (2) 前号の送達を受けた調達企画課長は、必要な助言を得て、契約担当官等に回付する。
- (3) 前号の回付を受けた契約担当官等は、当該助言を調達要求元に転達する。
- (4) 前号の転達を受けた調達要求元は、助言を踏まえ、使用予定機器等リスト又は役務再委託予定先リストについて入札者等に求める対応を定め、契約担当官等を通じてこれを要求する。

## 9 契約担当官等及び調達要求元の必要による助言の求め

- (1) 契約担当官等は、長官通知第4項第2号に規定する確認に係る助言について、あらかじめ、調達企画課長の同意を得た場合には、前項の例により当該助言を

求めることができる。

- (2) 調達要求元は、長官通知第4項第3号に規定する確認に係る助言について、あらかじめ、調達企画課長の同意を得た場合には、NISC等の助言を求めることができる。この場合において、調達要求元は助言の回付を必要とする日の10勤務日前までに、当該助言を必要とする部分について調達企画課長に送達する。
- (3) 前号の送達を受けた調達企画課長は、必要な助言を得て、調達要求元に回付する。
- (4) 防衛装備庁に属しない契約担当官等又は調達要求元が行う第1号及び第2号の助言の求めは、大臣官房長等が各機関を代表するものとして指定する一の窓口部課の長を通じて行うものとする。
- (5) 第1号又は第2号の規定による助言の求めは、契約担当官等が実施する調達に係る調達の相手方又は入札者等（子会社若しくは関連会社又は下請負者、再委託先等を含む。）がもっぱら防衛省を最終需要者とするいづれかの契約物品のために用いるソースコード等についてのみ行うことができる。

## 10 委任規定

この事務処理要領の防衛装備庁における実施に関し必要な細部事項は調達企画課長が、各機関等における実施に関し必要な細部事項は当該各機関等の長の委任を受けた者が、それぞれ定めることができる。

機関番号	機関名

リスト提出日	
回答希望日	

登録番号	調達案件名 (システム名)	ファイル名	調達業者等	通番	区分	製造業者・ 役務実施業者	本社所在国	業者の法人番号	製品名・ 役務実施場所	型番	備考
1	NISCシステムA 20230115NISC機器等リスト	20230115NISC機器等リスト	○×電機	1	ノートPC	○×電機	日本	1234567890123	○○ NOTE	AAA 0123	
				2	プリンタ	△△△	米国	3210987654321	△△E1234e	BBB-1111	
				3	アプリケーション	OSS	OSS		7-Zip		https://www.●●●.com
×	○○システムに関する作業	20230115NISC役務リスト	○○ソリューション	1	システム開発等	○○ソリューション	日本	11111111111111	東京都○○区××		
				2	再委託	○○○ソフト開発	日本	22222222222222	さいたま市○○区△		
				3	再々委託	××システムズ	日本	33333333333333	横浜市××区○○		
				1							
				2							
				3							
				4							
				5							
				6							
				7							
				8							
				9							
				10							
				1							
				2							
				3							
				4							
				5							
				6							
				7							
				8							
				9							
				10							

※「例示」及び記載のない行は削除し、記載欄が足りない場合は行を追加してください。

※ 行の加除以外の変更(改式やリンクの貼付等を含む)は行わないようお願いいたします。

リスト確認者	
担当部局課	
連絡先メールアドレス	
連絡先電話番号	